

議員提出第13号議案

議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当支給条例の一部を改正する条例

第1条 議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当支給条例（平成14年島根県条例第35号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「100分の150」を「100分の160」に改める。

第2条 議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当支給条例の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「100分の130」を「100分の140」に、「100分の160」を「100分の150」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当支給条例の規定は、平成26年12月1日から適用する。